

ベトナムにおける会計の役割

木　本　圭　一

I はじめに

1998年12月、国際会計基準委員会（IASC）は、最後のコアスタンダードであった「金融商品：認識と測定」に関する会計基準を IAS 第39号¹⁾として、公表した。このことによって、原則として証券監督者国際機構（IOSCO）に加盟する各国の証券取引所では、IAS による財務諸表が上場適格財務諸表として認められる土台が形成された。

わが国では、会計に対する基本的な考え方が異なるにも関わらず²⁾、ここ数年、会計基準を IAS に近いものにする改正があいついで行われてきた。アジア各国においても、会計基準の IAS 準拠化あるいは調和化は大きな流れであるといえる³⁾。

ベトナムでは、1996年1月1日から始まる会計期間に適用されるように、また外資系企業については2年間猶予され1998年1月1日から始まる会計期間に

1) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standards No. 39, Financial Instruments: Recognition and Measurement*, December 1998.

2) わが国の会計思考がどのように IAS の会計思考と異なるのかについては、木本圭一「会計アプローチと測定属性—国際会計比較の枠組み」『商学論究』関西学院大学商学研究会、第46巻第2号、1998年12月、145-159頁を参照。

3) アジア各国の IAS 準拠化あるいは調和化への流れについては、平松一夫「アジア各国の会計制度—動向・特徴・課題—」『産業経営研究』日本大学経済学部産業経営研究所、19号、1997年、31-32頁。

適用されるように、1995年末に新たな会計基準が設定され公表されたが、これにはあまりIASには準拠していない基準であるといえる⁴⁾。

本稿は、この時期に、ベトナムでなぜ他のアジア各国と異なった会計基準が公表されたのかを明らかにすることを目的とする。

そのために、まずベトナムにおける経済発展を概観し、それに伴う財政政策や法制度の発展を概観する。それを背景として、現在、ベトナムにおいては会計にどのような役割が期待されているのかについて考察していく。

II ベトナムの経済的・政治的発展

1. 1800年代から南北統一までの戦禍

1800年代初め、ベトナムの統一を目指したグエン朝は、その成立にフランスの志願兵や宣教師の助力を仰いだ。これを契機にフランスのベトナム進出が始まり、1883年にはベトナムはフランスの保護国となった。1887年には、ラオス、カンボジア保護国も加えた仏領インドシナ連邦が成立する。

フランス支配に対して、1930年にはベトナム共産党が成立し、ホーチミンを中心とした抗仏運動が続けられた。1940年に日本軍進駐が始まると、抗日・反仏の民族統一戦線であるベトミン（ベトナム独立同盟）が結成された。

1945年の日本の敗戦を機にベトミンを中心とした蜂起がベトナム全土で起こり、ホーチミンを大統領とするベトナム民主共和国が成立した。しかし、国際社会はこれを承認せず、翌年からフランスとの第1次インドシナ戦争が始まる。この戦争には1954年のディエンビエンフー陥落によってベトナム側が勝利したが、ジュネーブ協定の際、アメリカの介入によって北緯17度線以南はバオダイ政権のベトナム共和国となった。

やがて、バオダイを廃して政権についてのジエムとアメリカに対する抵抗は第2次インドシナ戦争へ拡大した。1964年のアメリカの北爆開始以降、戦争は泥

4) ベトナムの会計基準がIASにあまり準拠していない点についての論究は、木本圭一「アジア会計へのIASの影響—ベトナムに焦点を合わせて」『商学論究』関西学院大学商学研究会、第45巻第2号、1997年12月、41-58頁を参照。

沼化してゆく。いわゆるベトナム戦争である。アメリカ軍は全インドシナに第2次世界大戦でアメリカが使用した3倍の爆弾を投下した。約400万人の死者と600万人の戦傷者を出したと言われるベトナム戦争は1975年4月30日のサイゴン解放によって終了し、悲願の南北統一が実現された。翌年、ベトナム社会主義共和国が成立し、共産党が実権を握った。

1900年代半ばに1つの民族が2つの国家に分断され、約20年にわたり異なる経済体制をとった歴史は、その後のベトナム経済に大きな影響を及ぼすことになった。一時はアメリカの援助により資本主義経済の物質的豊かさを享受した南部と、社会主義的統制経済が運営されてきた北部が一つの国家としてまとまっていくには、数々の困難が伴った。

2. 南北統一後の経済危機

南北統一後、ベトナムは経済的にも外交的にも危機的な状況に立たされたこととなった。新政府は、1976年から第2次5ヵ年計画に着手し、南部経済の社会主義的改造を行おうとしたが大きな抵抗にあい、南部の私営商工業を中心とした大量のポートピープルが国外脱出した⁵⁾。農業分野では南部の農民をすべて合作社に加入させようとしたが、5ヵ年計画の終了する1980年の時点で集団化率は南ベトナム全農家の1割にも満たない結果に終わった⁶⁾。また、1978年のカンボジア進攻、翌年の中越紛争勃発により、軍事支出が膨張しただけでなく、外国援助も大幅に減少した。

このような状況に対応するため、政府は1979年より農業生産の向上を中心とした新経済政策を実施する。具体的には、部分的請負制の導入や国家による農産物価格の引き上げ、国営企業の自主的生産・経営活動の部分的容認などの政策を実施した。これらは後のドイモイ政策に一部採用された。1983年には食糧自給を達成したものの、工業部門に関しては顕著な成果は見られなかった。また、部分的に市場原理を採用したために国家の財政赤字が増大し、インフレ圧

5) 白石昌也『ベトナム改革と建設のはざま』東京大学出版会、1993年、129-135頁。

6) 坪井善明『ヴェトナム「豊かさ」への夜明け』岩波書店、1994年、152頁。

力が高まった⁷⁾。1985年には、新たに価格・賃金・通貨の改革が実施されたが、この改革は大きな混乱を招き、年率700～1,000%という猛烈なインフレーションが進行した⁸⁾。

また、国際関係の面でもいくつかの変化が生じた。ペレストロイカを開始したソ連は、次第にベトナムへの援助を減少させる方向にあった。一方、中国は1970年代末から市場経済を積極的に取り入れた改革開放路線を推進していた。これらの動きにより、ベトナムでもこれまでの社会主義統制経済路線の変更が必要であるという考え方方が共産党内で意識されるようになっていった。

3. ドイモイ政策採用以後の経済的安定とアジア通貨危機

1980年代半ばの経済的混乱を収拾し、国際関係の見直しを図るために、1986年の第6回党大会ではトップ指導層の新旧交代とドイモイ政策の公式な採用が行われた。新指導体制の下で政府は国営企業改革、市場経済原理の導入、消費財生産の重視、私企業の公認、外資導入などの経済改革を推進した。農業面では合作社が事実上解体され、土地使用権の期間も延長された。このドイモイ政策は1992年に採択された新憲法の中に明文化され、市場経済を取り入れた改革の方針は搖るぎないものとなった。

これに加えて、積極的な全方位外交が展開された。1989年にはカンボジアからの完全撤退、1991年には中国との国交正常化、1995年にはアメリカとの国交正常化を果たした。また、1995年には ASEAN に加盟し、東南アジアの国際社会の一員として承認された。さらに1998年11月には APEC への加盟を果たし、翌12月には ASEAN 首脳国会議の開催国となるなど、積極的な外交を続けている。

1986年のドイモイ政策採択以後、1990年から1991年にかけてのソ連・東欧における激変や湾岸戦争勃発の影響はあったものの、1992年以降のベトナム経済

7) 白石昌也、前掲書、161～168頁。

8) 海外経済協力基金・開発援助研究所編『海外経済協力便覧1998年度版』国際開発ジャーナル社、1998年、253頁。

は1997年まで毎年7%以上の安定した高度成長を続けてきた。小売物価上昇率は1980年代の3桁台の驚異的なインフレから1995年には12.7%、1996年には4.5%、1997年には3.2%と安定してきている。

ベトナムの産業構造は1980年は、第1次産業がGDP全体の50%のシェアを占め、第2次産業と第3次産業のシェアはそれぞれ25%となっていたが、1997年の約20年間にサービス業などの第3次産業のシェアが39%に上昇し、一方かつて最もシェアの高かった第1次産業は31%に低下している⁹⁾。

また、1989年のカンボジアからの撤退を機に、凍結されていた諸外国および国際機関からの援助も再開された。なかでも日本は1995年からベトナムの最大の援助国となっており、1996年には約1億2,000万ドルがODAとして供与された¹⁰⁾。

1997年のアジア通貨危機に際しては、ベトナムの金融市場が未発達であったことが幸いして、周辺諸国に比べて直接的な影響は小さかった。しかし、ベトナムへの投資国を中心は通貨危機にみまわれたアジア諸国であったため、1998年以降、海外直接投資の撤退・縮小あるいは輸出不振という形で、深刻な影響を受けている。特に、ベトナム・ドンが周辺アジア諸国の通貨に対して相対的に高くなり、輸出競争力が低下することによって輸出が鈍化したことが大きい。この輸出鈍化に加えて、安い外国製品と国内で生産された製品の競争が激化し、貿易赤字も増大することが見込まれる。アジア通貨危機後、ドイモイ政策は一つの岐路に立たされているともいえる。

4. ベトナムの経済的問題点

以上、見てきたようにベトナムにおける経済的問題点の要因は、ベトナム戦争後の荒廃した国土再建のために社会主義体制を堅持しながらソ連・東欧の援助を受け続けてきたことにある。そして、経済的に自立する体制が整えられないうまに、ソ連崩壊によって援助国を失ってしまった。一種の市場原理を導入

9) 経済企画庁調査局編『アジア経済1998』大蔵省印刷局、1998年、211-211頁。

10) 経済企画庁調査局編『アジア経済1998』大蔵省印刷局、1998年、217-220頁。

したドイモイ政策は、援助なしに自立しようとしたベトナムの経済政策である。

しかし、資本蓄積のあまりなかったベトナムにとって、市場経済を導入したからといって、経済問題が解決するわけではない。外資の導入が不可欠である。次節以下で説明するように、ドイモイ政策以降、ベトナムでは経済法の中では、外国投資法が最も早く制定された。それは外資導入のために他ならない。

III 現代ベトナムにおける法律制定

法体系は、まず大きく成文法を主体とする大陸法体系と、裁判例を通じたモンロー法体系に分類できる。ベトナムの法制度は、日本同様、各種成文法に基づく大陸法体系に分類される。

現代ベトナムは、ベトナム民主共和国の1945年9月2日の独立宣言以来の歴史を有する。しかし体系的な法典の歴史はまだ浅い。ベトナムは、独立宣言直後からフランスとの戦争状態に入り、1946年11月9日にベトナム民主共和国憲法を制定したものの、その後フランスとの戦争が激化し、その収束後はアメリカ、中国とたて続けに戦乱の中にあった。そのため、法律、法典の制定のために国会を開催する余裕が無く、必要に応じて作成された多数の法令や政令等が交付されてきたものの、法典として体系化を進めることができなかつたのである¹¹⁾。

1975年のアメリカとの戦争の終結後、ベトナム社会主義共和国となり、1980年に新憲法が制定されてから、現在に至る体系的な法典が制定してきたのである。

特に、1986年の第6回ベトナム共産党大会で採択されたドイモイ政策により、経済システムの確立・活性化のために経済法を中心に立法化を推進していくことになった。この立法化の流れの中で、外国投資法、民法、商法等が制定されてきた。

以下に、憲法から主な経済法を簡単に示す。

11) 稲子恒夫・鮎京正訓著『ベトナム法の研究』日本評論社、1989年、40-44頁。

①憲法

1992年憲法は、統治理念として「共産党は労働者階級の前衛であり、マルクス・レーニン主義とホー・チ・ミン思想に基づき国家と社会を指導する」と定め、共産党の優越的地位を定めている。さらに、「民主集中制」原則や「社会主義的適法性」の強調などにみられるように、基本的には社会主義型憲法に属する。

ただし、1980年憲法とは異なり、「人権」を規定し、営業の自由と私的財産権を保証するなど、ドイモイ路線の性格を色濃く有している。

②民法

民法は1996年7月1日から施行されており、次のような編立てである。ベトナム民法は、知的財産権や涉外的事項をも含み、契約には保険等もある、財産法の総合的な基本法と位置付けられるものである。

第1編 総則、第2編 財産と所有権、第3編 債務と民事契約、第4編 相続、第5編 土地使用権の移転に関する規定、第6編 知的財産権および技術移転、第7編 海外的要素を持つ民事関係

③商法

商法は1997年5月10日国会において採決され、1998年1月1日より施行されている。商法は、次の章立てで構成されている。ベトナム商法は、商人の行う各種取引行為について規定しており、概念の出発点が商人である商人主義を採用している。

第1章 総則、第2章 商業活動、第3章 商業手形、第4章 商業における制裁と商業紛争の解決、第5章 商業についての国家管理、第6章 施行条項

④外国投資法

外国投資法は、1987年12月29日制定後、1990年6月30日改正及び補正、1992

年12月23日改正及び補正を経て、1996年11月12日に再度改正され、採択・施行された。外国投資法は、次の章立てで構成されている。

第1章 総則、第2章 投資形態、第3章 投資保証、第4章 外国投資家及び外国資金を有する企業の権利及び義務、第5章 外国投資の国家管理、第6章 施行規定

IV 外資導入の動向

1. 外資導入の推移と現状

表1に、ベトナムへの外国投資推移を示す¹²⁾。

表1 外国投資の推移

年度	認可件数	認可額(億ドル)
1988	37	3.7
1989	68	5.8
1990	108	8.3
1991	151	13.2
1992	197	21.6
1993	269	29.0
1994	343	37.6
1995	370	65.3
1996	325	84.9
1997	340	44.6

1987年の外国投資法制定から数年間は、ベトナムへの外国直接投資は進展が見られなかつたが、カンボジアからの撤退、ベルリンの壁崩壊などにより、徐々に自由主義諸国からの投資が活発化した。1990年代初頭は、EU諸国からの石油開発、ホテル・観光施設開発など大型プロジェクトへの投資、NIEs、ASEANからの労働集約型工業への投資が主流であった。1990年代半ばに入るとアメリカがベトナムとの国交を回復したこともあり、アメリカや日本からの投資も拡大し、ブームとも言えるほどの投資の伸びが見られた。

1996年に入って直接投資の伸びが鈍化しているが、この要因としては外国企

12) *Vietnam Statistical Yearbook 1997*, 1997, p. 242.

業のベトナム投資が一巡したことに加え、アジア通貨危機による投資国の景気減速が大きく影響していると考えられる。

次に、外国投資国・地域を表2に示す¹³⁾。

表2 外国投資国・地域別状況

1998年11月現在			
順位	国・地域	投資件数	投資額(10億ドル)
1	シンガポール	178	6.97
2	台湾	307	4.27
3	香港	185	3.84
4	日本	212	3.51
5	韓国	190	3.14
6	フランス	87	1.58
7	アメリカ合衆国	70	1.40
8	マレーシア	59	1.37
9	タイ	78	1.11
合計		1,712	32.05

投資相手国としては、NIEs が中心であるが、今後アメリカからの投資が伸びることが予想される。ASEAN のアメリカ商工会議所のミッションは1998年11月にベトナムを訪問し、アメリカのベトナムへの投資額は今後10年間で現在の10倍になるだろうと報告している。

外国投資を産業分野別に見てみると、表3のようになる¹⁴⁾。

投資分野別に見ると、工業分野は安定した投資認可を続けており、運輸・通信分野は増加傾向にある。落ちこみが大きいのは建設・ホテルなどの分野である。ホーチミン市では建設途中のままのホテルや延期された建設プロジェクトが多く存在する。

13) *Vietnam Economic Times*, December 1998, p. 37.

14) *Vietnam Economic Times*, December 1998, p. 37.

表3 外国投資産業分野別状況

1998年11月現在

順位	国・地域	投資件数	投資額(億ドル)
1	工業	1,084	151.0
2	ホテル・観光	261	85.0
3	工業区	17	41.0
4	運輸・通信・郵便	59	26.0
5	石油・ガス	24	12.0
6	農林業	59	4.0
7	金融	20	2.7
8	サービス	100	2.2
9	輸出加工区	60	2.0
10	住宅	29	0.8
合計		1,765	330.8

最後に、外国投資の省・直轄市別状況を次表に示す¹⁵⁾。

省別に見ると、ホーチミン市、ハノイ、ハイフォンなどの大都市に加えて、ドンナイやビンズオンなど輸出加工区や工業区が立地している省への投資が多い。

表4 外国投資省・直轄市別状況

1997年現在

順位	省・直轄市	投資件数	投資額(億ドル)
1	ホーチミン市	697	88.5
2	ハノイ	345	68.8
3	ドンナイ	249	32.5
4	バリア・ブンタウ	83	22.4
5	ハイフォン	88	14.5
6	ビンフォック・ビンズオン	164	11.8
7	ダナン・クアンナム	65	9.7
8	クアンニン	37	7.9
9	ハナム・ナムディン	28	5.7
10	ハタイ	29	4.5
合計		2,174	299.0

15) *Vietnam Statistical Yearbook 1997*, 1997, pp. 246-247.

いことが見てとれる。また、ブンタウは石油産業の基地であるため投資額が多くなっている。

2. 外国投資政策および外国投資法の改編

1975年ベトナム戦争終結後においてベトナムの目指した経済運営路線は、あくまでもスターリン型社会主義に基づく従来の北の路線であり、中央集権的統制経済であった。外国との関係においても自国完結型経済を理想とし、ソ連、東欧を中心とした副次的、必要最小限度の関係に終始していた。当然のことながら、西側資本主義経済諸国からの外国投資という概念は受け入れられる状況とは言えなかった。この時期、国内経済は破綻の危機に瀕し、国民の生活も極貧のレベルとなり、100万人とも言われる経済難民が国外に逃避した。

1986年12月に採択されたドイモイ政策は、まさにこの挫折からの現実的な方向転換であった。翌年87年12月に公布された外国投資法は、外国投資の基本法として、事業形態も契約による事業協力、合弁事業のみならず100%外資企業も認めた点、事業期限も20年を認め、必要な場合延長を認めた点、投資優遇税制の規定、利益の海外送金の保証規定等画期的なものであった。またその翌年88年9月には、同法の施行細則が制定された。1990年6月には外国投資法の一部改正が行なわれ、ベトナム側出資者に私営組織もなれるようになった。しかしこの時期においても、カンボジア紛争をはじめ戦火は静まらず、1991年カンボジア和平パリ協定、中国関係正常化までは、外国からの投資は低迷を続けた。本格的外国投資が実施されるのは、この時期以降となった。

1992年12月第二次の外国投資法の重要な改正が行なわれ、引き続き翌年93年4月に同法の施行細則を新たに制定した。第二次改正の主な事項は、第15条で事業期限を50年、最長でも70年を超えないとした点、第17条で外国企業も承認を受ければベトナム以外の国で銀行口座を開設可能とした点、第19条で輸出加工区の規定と、新たな投資形態としてBOT契約の締結を認める規定をそれぞれ追加した点、第27条で100%外資企業にも合弁企業同様に優遇税制が適用される規定を追加した点であった。この間1996年までは外国投資も順調に増加の

一途を辿った。

1996年11月には第三次の外国投資法改正が行なわれた。この改正は国内企業との均衡の視点に立ち、優遇措置縮小の方向が打ち出された。主な事項は、第3条において投資奨励地域として山岳地、困難な経済地域を明記するとともに国防、歴史、文化、環境を守る視点から投資を許可しない領域、地域を明記した。全般に新技術導入と政府の公共投資分野が中心となっている。第9条においては合弁事業の資本拠出の評価を市場価格に基づかせることを義務づけ、第13条においては取締役会の決議に関し、最重要課題、定款に全員一致の原則に基づくことの取り決めのない事項については、過半数の賛成の原則によって決定できることが明記された。また、第39条においては従来の投資優遇措置を4年から最高8年、さらに続く4年を50%に減税することとされた。第56条において外国投資の国家管理機関として計画投資省の任務、権限が具体的に明示された。1997年2月に同法施行細則が公布され、現行の法規となっている。

V 税制の問題点

表5に1990年から1995年のベトナムの財政状況を示す¹⁶⁾。

表5をみてみると、年々、税および料金からの歳入に占める割合は増加している。ドイモイ政策実施以前の上納金システムから、ドイモイ政策を実施して、国有企业を株式化し、私企業の活動を活発化し、そこからの徴税システムに変更した成果が現れてきているとみることができるが、問題は税金の歳入構造である。

表5における税による分類で、1995年時点で施行されていた税目を簡単に説明すると以下のようになる¹⁷⁾。各税目で、先に掲げているのが納税者と課税対

16) Dr. Nog Dinh Quang & Eng. Nguyen Tien Dung「ベトナムにおける税制改革」『ベトナムの社会・経済開発』ベトナム国立社会・人文科学センター経済学院、10号、1997年、表1。当該雑誌は英文で印刷物として刊行されているが、本稿では当該センターの次のホームページに掲げられている邦文のものに依拠した。http://www.asahi-net.or.jp/~qj5a-sgrf/vncenter/text-j/economy/tax_ref.html

17) Dr. Nog Dinh Quang & Eng. Nguyen Tien Dung、前掲論文、表6。

表5 財政状況の推移

	単位	1990	1993	1994	1995
GDP	十億ドン (現在価格)	41, 955	136, 571	170, 258	222, 840
歳入総額	%GDP	14.7	22.3	24.7	24.3
－税金と料金からの歳入	%GDP	4.0	17.4	19.0	20.6
－石油とガスからの歳入	%GDP	2.0	3.5	3.1	2.7
－国家企業からの移転	%GDP	8.6	2.5	2.9	1.3
国家歳出	%GDP	22.7	28.5	27.4	25.8
－消費	%GDP	17.6	21.5	20.5	18.5
－投資	%GDP	5.1	7.0	6.9	6.8
財政赤字					
－現時点の収支	%GDP	-0.3	0.8	4.3	5.8
－総合収支	%GDP	-8.0	-6.2	-2.6	-1.5
料金と税金からの歳入構造	%	100.0	100.0	100.0	100.0
税と料金からの総歳入金額					
税による分類					
－利益税	%	5.7	19.4	20.0	18.5
－農業税	%		3.4	3.0	
－天然資源税	%		7.6	5.9	5.4
－個人所得税	%		0.7	1.0	0.7
－売上税	%		17.7	17.6	17.2
－特別消費税	%		8.0	6.5	6.7
－輸出入関税	%		24.8	30.8	34.0
－他の税と料金歳入	%	16.1	14.8	14.5	

象である。コロンの後に掲げているのは課税ベースである。

利益税：農業生産と直接投資を持つ事業を除く経済活動、事業から得られた年間利益。

天然資源税：天然資源を採掘する組織と個人（原則）、天然資源の販売からの受領高。

個人所得税：一定額を越す定期収入のあるベトナム人および一定額を越す定期収入のあるベトナム定住外国人、定期収入。

売上税：全事業活動（特別消費税対照輸入品・商品、農業生産物、信用活動

を除く)、実際の月売上高(商業を除く)。

特別消費税：4品目—ワイン、ビール、タバコ、と輸入自動車—を製造または輸入している事業、販売売上高。

輸出入関税：国境を越える全ての輸出入品。

表5を見てみると、税収の約2割を利益税が、2割弱を売上税が、3割強を輸出入関税が占めている。個人所得税が1%に満たない。そのために、直接税の割合が低くなっている。個人所得税の徴収がほとんど外国人と合弁会社で働いているベトナム人職員に限られるからである¹⁸⁾。

ベトナムの一人当たりGDPは、1997年の年統計で324ドルである¹⁹⁾。これは農村部も含めたベトナム全人口の一人当たりであるから、都市部はもう少し高いとしても、ホーチミン市やハノイでは、1000ドル以上もするモータバイクが普通の労働者によって常用されている。個人所得税の捕捉率が極端に悪いことはベトナムの財政の中では非常に大きな問題であると思われる。

また、ベトナムはASEANの一員として、AFTA(ASEAN自由貿易地域)の実施に合意している。これは、2003年までに原則としてASEAN域内の関税を0~5%まで引き下げるにより、貿易の自由化を図り、域内経済の活性化を促進するものである²⁰⁾。このことにより、現在、輸出入関税(最高45%)が税収の大きな源泉となっているが、今後それが見込めなくなる。

以上見てきたように、税収は特定の税目に偏っている。例えば、国家歳入の約8割となった税収入のうち、利益税、売上税、特別消費税及び輸出・輸入関税の税収だけで全ての税収の76%を占め、また、この内半分近くを輸出入関税が占めている。一般に、偏った税制の税収は、内外の経済状況や交易条件の変化に弾力性が大きくはたらき、国家歳入の確保に対しては、不安定に作用する。

18) Dr. Nog Dinh Quang & Eng. Nguyen Tien Dung、前掲論文、表1の説明文。

19) 経済企画庁調査局編『アジア経済1998』大蔵省印刷局、1998年、210頁。

20) 外務省「ASEAN概要」外務省ホームページ、平成10年12月1日。1998年12月、ベトナム・ハノイで開かれたASEAN首脳会議では、全般的にAFTAの実施が前倒しされたが、ベトナムについては当初通り2003年までに実施ということになった。

さらに、それぞれの税目が、政策的な意図や目的等を持って課税される結果、経済に対して中立的に働くとは限らない。したがって、長期的には経済成長を阻害する原因ともなる。これらの点については、ASEAN自由貿易区域(AFTA)への合流のため、最大の財源である輸出入関税の税率の引き下げが避けられないこと、そして、売上税等の片寄った負担が他の税目との二重課税の問題ともあいまって産業界の投資事業拡大意欲をそぎ、民間部門の成長にもマイナスに働いてきたことなど、ベトナム税制については大問題となっている。

つぎに、单一税目に付いて、複数の法の規定があったり、政策的な意図からではあるが、税負担についてかなりの業種間格差、また国営企業と民間企業、国内企業と外国投資企業との負担格差がつけられている。優遇措置まで考慮すると、税率が多岐に細分化され、複雑を極めている。

これは、法改正や政府の取扱の動向に対し、納税者が常に予断を許さない緊張下に置かれることになっていることを意味する。さらに問題は、これを指導する行政サイドでも、公平な執行等が各末端の執行官レベルにおいて実施され得るとは期待できないことである。例えば、輸入税については1800以上の貿易品目について30を越える税率が適用され、このような規定どおりの執行には相当の困難を伴う。

さらには、先に述べたように、税の捕捉率の問題があげられる。租税制度の複雑性に加え、徵税システムの未成熟であることなど、行政執行側の資質の問題もある。しかし、それにも増していえることは、社会主義経済から市場主義経済へ急転直下を敢行し、歳出をまかなう歳入を確保することが急務であったため、当初の「取り易いところからまず課税する」傾向が国民をして税を納めるという習慣になじめさせないでいることであろう。

以上のような問題点を克服すべく、ベトナムでは、1990年以来の大規模な税制改革を行い、1999年1月より事業所得税が利益税に、付加価値税が売上税に代わって施行されている。

また、個人所得税は、従来の内外差別的、あるいは高額所得者に対してのみ課税するといったものを改め、画一的でフラットな税率構造を持つ課税対象者

のすそ野の広いものへと変革される予定である。この他、輸入関税はその税率を2006年までに5%まで大幅に引き下げられることから、課税対象となる品目等の抜本的編成の実施も必定であろう。

VI おわりに

以上、みてきたように、ベトナムでは経済発展に内在する問題のために、発展原資を外資に求めざるを得なかった。ところが、1997年以降のアジア金融危機の影響で、アジア各国からの投資案件が減ってくるようになると、外資ばかりに頼っているわけにはいかなくなってきた。

そのために、税制を改革し、税の捕捉率を上げるべく努力がなされている。その際に、重要な役割を果たすのが納税者の経理能力である。1996年1月1日の会計年度から適用されている新ベトナム会計システムは、国際的な会計基準の水準にはなっておらず、また勘定組織についての説明が多いところから通常の会計原則とは異なった体裁を持っている。これは、今まで各会社あるいは個人が正確な帳簿付けをすること要求されていなかった段階から、経理実務を進めるために必要なことではなかったかと思われる。

その意味で、新ベトナム会計システムは、ディスクロージャーのための会計と言うよりはむしろ、納税のための、政府への報告のための会計システムの色合いが強い。

ベトナムにおける会計の発展は、証券市場の開設まで待たねばならない。1999年中の開設が昨年度予定されていたが、いまだ開設準備が滞っており、予定通りの開設は難しい。しかし、もし証券市場が開設されれば、投資家への情報提供という新たな観点がベトナム会計にもたらされ、会計がディスクロージャーに向けて大きな役割を果たすようになるであろう。

(筆者は関西学院大学商学部助教授)

憲法・経済法の原典および翻訳一覧

<憲法>

Hiến pháp nước cộng hoà xã hội chủ nghĩa Việt Nam 1992.

英訳：The 1992 Constitution of the Socialist Republic of Vietnam.

(当該英訳は、名古屋大学法学部アジア太平洋地域研究プロジェクトのホームページ中（<http://www-law-ap.nomolog.nagoya-u.ac.jp/>）のベトナム法データベースに掲載されているものであり、本稿本文ではこれを用いた。)

<民法>

Bộ luật dân sự.

鈴木康二訳「民法典」（鈴木康二訳・著『ベトナム民法』日本貿易振興会（ジェトロ）、1996年、171-395頁）。

<商法>

Luật thương mại.

日越経済交流センター訳「商法」（『日越経済交流ニュース』日越経済交流センター、第43号、1997年8月、17-40頁 および 第44号、1997年9月、14-40頁）。

<外国投資法>

Luật đầu tư nước ngoài tại Việt Nam.

東京三菱銀行およびアーサーアンダーセンの協力によるベトナム計画投資省訳「外国投資法」、1997年。また他に、日越経済交流センター訳「第3次改正を経た「外国投資法」」（『日越経済交流ニュース』日越経済交流センター、第37号、1997年2月、23-39頁）もある。本稿の外国投資法の改編に関する説明については、日越経済交流センターの文献を参照している。